（労働基準法施行規則の一部改正）

第三条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第三号中「郵便為替」を「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行がその行う為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書」に改める。

第三十二条第一項中「郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう」を「日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うものに限る」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正）

第四条　戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項第一号中「営業所又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第五条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第十一号ロ中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「以下同じ。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「）の業務を行うもの」に改める。

第七十七条の二第一項第五号中「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業を営む」を削る。

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第六条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項第七号中「若しくは」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「以下同じ。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「）の業務を行うもの」に改める。

第十五条の二第一項第八号、第十五条の三第一項第四号、第十五条の四第一項第四号、第十八条の二第二項第五号及び第二十一条の三第一項中「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業を営む」を削る。

（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第七条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号ロ中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第八条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第八号ロ中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

第九十七条第一項第二十四号を次のように改める。

二十四　日本郵便株式会社

（家内労働法施行規則の一部改正）

第九条　家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「郵便為替」を「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行がその行う為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「又は郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう」を「（郵便の業務を行うものに限る」に改める。

第四十三条第一項及び第二項中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改め、「又は郵便局」を削る。

（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正）

第十一条　労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第八項中「金融機関又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

（未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令の一部改正）

第十二条　未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令（昭和五十一年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第七号ロ中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

（国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第十三条　国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の表第二十一条の項下欄中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

附則第十四条第一項の表第三十九条の項下欄中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

附則第二十一条第一項の表第六十二条ノ二の項下欄中「又ハ」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条ニ規定スル郵便窓口業務ヲ行フ日本郵便株式会社ノ営業所ニシテ」を加え、「ヲ営ム郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項ニ規定スル郵便局」を「ノ業務ヲ行フモノ」に改める。